

株 主 各 位

大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

松尾電機株式會社

代表取締役社長 陳 怡 光

第76回定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主總會の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第76回定時株主總會招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.ncc-matsuo.co.jp/ir/ir_event/general_meeting/



また、電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスし、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」・「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、株主總會の議決権行使につきましては、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）による事前行使を行っていただきますようお願い申し上げます。その場合は、電子提供措置事項に掲載の株主總會参考書類をご検討下されまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）正午までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市北区梅田1丁目8番8号
ヒルトン大阪 4階 真珠の間
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第76期（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容
報告の件
決 議 事 項
第1号議案 取締役1名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトへのアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。また、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の以下の事項
 - ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ②計算書類の以下の事項
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
- ◎議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における国内経済は、所得環境の改善に伴う堅調な個人消費及びインバウンド需要等により緩やかに回復する一方で、物価高の長期化及び米国の関税政策の動向等により先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもとで、当社は、「更なる成長の追求」をテーマとした中期経営計画（2025年3月期から2027年3月期まで）の1年目を終わりました。

当社のタンタルコンデンサ及び回路保護素子の売上高は、いずれも前年同期に比べて増加しました。

その結果、当事業年度の当社の業績は、売上高4,545百万円（前年同期比8.0%増加）となり、損益につきましては、売上高の増加及び原価低減により、営業利益491百万円（前年同期比92.6%増加）、経常利益460百万円（前年同期比108.2%増加）となりました。なお、当期純利益は繰延税金資産の回収可能性の見直しによる法人税等調整額（益）の計上により449百万円（前年同期比15.6倍）となりました。

当事業年度のセグメント別の業績は次のとおりです。

① タンタルコンデンサ事業

タンタルコンデンサ事業につきましては、カーエレクトロニクス向けチップタンタルコンデンサの需要が減少したものの産業用電子機器向けの需要が増加しました。この結果、タンタルコンデンサ事業の売上高は、2,982百万円（前年同期比2.5%増加）となり、総売上高に占める比率は65.7%（前年同期比3.4ポイント低下）となりました。

② 回路保護素子事業

回路保護素子事業につきましては、カーエレクトロニクス向け電流ヒューズ及びリチウムイオン電池向け高電流ヒューズの需要が増加しました。この結果、回路保護素子事業の売上高は、1,415百万円（前年同期比20.9%増加）となり、総売上高に占める比率は31.1%（前年同期比3.3ポイント上昇）となりました。

③ その他

その他の売上高は、147百万円（前年同期比14.6%増加）となり、総売上高に占める比率は3.2%（前年同期比0.1ポイント上昇）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、316百万円で、主として導電性高分子タンタルコンデンサの新製品量産設備及び回路保護素子の増産設備に投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

【中期経営計画の概要】

当社は、10年後に売上高100億円達成を目指すこととし、中期経営計画は、その基盤固めと位置づけます。

中期経営計画は、更なる成長の追求のために収益基盤の強化及び経営基盤の安定化を図ることを課題とし、基本方針は下記のとおりです。

- ① 回路保護素子事業は、自動車の電子化対応需要拡大に応じて、車載用製品の販売網を拡大し、売上高及び利益の増加を図る。
- ② タンタルコンデンサ事業は、導電性高分子タンタルコンデンサの新製品の開発等により、車載用及び海外市場の民生用向けの売上高及び利益を確保する。
- ③ 中期経営計画期間中に株主への復配を目指す。
- ④ ESGに対する取り組みを維持し促進する。
 - ・ 環境目標、環境目的の実現に向けて、環境管理態勢を強化し、その質を向上させることで環境負荷を低減する。
 - ・ 人的資源の有効活用及び健康経営の継続で、働き方改革を推進する。
 - ・ コンプライアンス、人権・労働、サステナビリティへの取組み、当社のサプライヤーへのサステナビリティの展開の管理体制を維持し充実させ、外部への積極的な情報発信を行う。

中期経営計画の最終年度である2027年3月期の数値目標は、下記のとおりです。

営業利益	800百万円
売上高営業利益率	13%
売上高	6,000百万円
自己資本利益率	12%

【次期の見通し】

次期2026年3月期は上記の中期経営計画の2年目となります。

なお、2025年4月に発表された米国の相互関税による当社への影響は現時点では不明確ですが、2026年3月期の目標達成に向けて下記の課題に着実に取り組んでまいります。

1. 2026年3月期の売上高50億円、営業利益6.2億円の達成

- ① 売上高は、製品セグメント別に数値目標を定める。
- ② 回路保護素子の海外市場、車載市場への拡販を行う。
- ③ 導電性高分子タンタルコンデンサの拡販を行う。

セグメント	2024年度実績		2025年度目標		
	売上高 (百万円)	構成比	売上高 (百万円)	構成比	前年同期比増減率
タンタルコンデンサ事業	2,982	65.7%	3,043	60.9%	2.0%
回路保護素子事業	1,415	31.1%	1,727	34.5%	22.0%
その他	147	3.2%	230	4.6%	56.5%
合計	4,545	100.0%	5,000	100.0%	10.0%

- ② チップタンタルコンデンサ及び回路保護素子の生産高比製造原価率を2025年3月期比6%低減する。
- ・ 外観検査自動化等による工数低減
 - ・ 光熱費の削減
 - ・ 収率改善による材料費低減
 - ・ タンタルパウダーの調達価格抑制
- ③ 販売費及び一般管理費は、売上高の20.3%以内とする。
2. 不採算のため生産中止を決定した品種のEOL対応の過程を確実に実行する。
3. 新製品開発の推進と量産
- ・ 車載向け回路保護素子の新製品開発
 - ・ AEC-Q200対応の導電性高分子タンタルコンデンサの新製品開発
4. 品質目標は、個別に定めた目標を達成する。
5. 車載向け欧米市場への拡販に向け、海外認証の品質規格VDA6.3を取得する。
6. 既存の人材活用及び新規の人材採用を通じて社内組織の活性化を目指す。なお、採用においては国際化に対応できる人材を雇用する。
7. ESGに対する取り組みを維持し促進する。
- ・ 環境管理目標の達成、働き方改革の推進、コンプライアンス管理、安全衛生管理、人権管理、サステナビリティへの取り組みの質的向上を図る。
 - ・ 特に、コンプライアンス管理においては社内の人材研修を継続する。

(5) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第73期	第74期	第75期	第76期 (当事業年度)
	(2021年4月1日～ 2022年3月31日)	(2022年4月1日～ 2023年3月31日)	(2023年4月1日～ 2024年3月31日)	(2024年4月1日～ 2025年3月31日)
売 上 高	千円 4,709,382	千円 4,649,491	千円 4,209,958	千円 4,545,178
経 常 利 益	千円 568,133	千円 528,390	千円 220,971	千円 460,065
当 期 純 利 益	千円 △223,941	千円 306,632	千円 28,802	千円 449,974
1株当たり当期純利益	円 △83.73	円 95.60	円 8.98	円 140.30
総 資 産	千円 6,426,884	千円 6,923,666	千円 6,606,461	千円 6,592,620
純 資 産	千円 1,974,142	千円 2,280,629	千円 2,309,357	千円 2,759,278

- (注) 1. △は損失を示します。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 当社は、2022年1月31日付で、第三者割当増資に伴い普通株式638,000株を新規発行しました。
4. 第73期に当期純損失が発生した主たる要因は、独占禁止法等関連損失の計上によるものです。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。なお、当社はその他の関係会社である釜屋電機株式会社とは営業上の取引関係がありますが、その取引条件は市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続については問題ないものと考えております。

(7) 主要な事業内容

当社は小型高信頼度コンデンサ及び回路保護素子の製造販売を主な事業としております。品質第一をモットーとする当社では、国際的にトップレベルの品質を追求し、また、小型化、高機能化、低価格化、環境課題への対応等の顧客ニーズに対応し、カーエレクトロニクス分野・電気計測器・医療機器・宇宙衛星等にご採用いただいております。

(8) 主要な事業所

本 社		大阪府豊中市
営 業 所	東日本営業拠点	神奈川県大和市
	中部日本営業拠点	愛知県安城市
	西日本営業拠点	大阪府豊中市
工 場	福知山工場	京都府福知山市
	本社工場	大阪府豊中市
	島根工場	島根県出雲市

(注) 営業所の呼称は、拠点名で表記しています。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減
227 名	-2 名

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	993,848 千円
株式会社りそな銀行	389,174 千円
株式会社商工組合中央金庫	237,069 千円
株式会社三井住友銀行	200,000 千円
株式会社百十四銀行	200,000 千円
株式会社日本政策金融公庫	176,540 千円

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

①発行可能株式総数	10,000,000株
②発行済株式の総数	3,210,000株
③株主数	2,680名
④大株主	

株 主 名	持 株 数	持株比率
釜 屋 電 機 株 式 会 社	876 ^{千株}	27.32%
松 尾 電 機 投 資 会	192	6.00
松 尾 浩 和	137	4.29
松尾電機従業員持株会	111	3.47
楽 天 証 券 株 式 会 社	79	2.49
後 藤 秀 彰	77	2.40
株式会社三菱UFJ銀行	55	1.73
株 式 会 社 S B I 証 券	52	1.64
内 外 物 産 株 式 会 社	35	1.12
杉 本 朋 徳	29	0.93

(注) 持株比率は、自己株式(2,877株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
陳 怡 光	代表取締役社長	執行役員 (重要な兼職の状況) WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION VP 双信電機株式会社 代表取締役社長
網 谷 嘉 寛	常 務 取 締 役	執行役員経理部門長
岸 下 学	取 締 役	執行役員生産部門長
陳 培 真	取 締 役	(重要な兼職の状況) GLOBAL BRANDS MANUFACTURING LTD.VP INPAQ TECHNOLOGY CO.,LTD. 董事長 釜屋電機株式会社 取締役
陳 明 怡	取 締 役	(重要な兼職の状況) INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATION 副社長
花 田 靜 夫	監 査 役 (常勤)	
陳 明 清	監 査 役	(重要な兼職の状況) 釜屋電機株式会社 財務経理部部長 エルナープリントドサーキット株式会社 取締役 双信電機株式会社 監査役
山 崎 頼 良	監 査 役	(重要な兼職の状況) 山崎公認会計士事務所代表

- (注) 1. 2024年6月27日開催の第75回定時株主総会において、当社は、海外材料メーカー勤務時における豊富な営業経験や電子材料等に関する研究に伴う幅広い知見を有しており、経営者としての実績も十分であることを理由として、陳怡光を取締役候補者とし、同氏は、取締役に選任され就任いたしました。
2. 2024年6月27日開催の第75回定時株主総会において、当社は、管理的業務に精通し、必要とされる見識を有していることを理由として、網谷嘉寛を取締役候補者とし、同氏は、取締役に再選され就任いたしました。
3. 2024年6月27日開催の第75回定時株主総会において、当社は、生産業務を通じて会社全般の業務に精通し、必要とされる見識を有していることを理由として、岸下学を取締役候補者とし、同氏は、取締役に選任され就任いたしました。
4. 2024年6月27日開催の第75回定時株主総会において、当社は、経営者としての実績を当社取締役会の監督機能強化に活かすことが期待できることを理由として、陳培真を取締役候補者とし、同氏は、取締役に再選され就任いたしました。なお、同氏は、社外取締役です。

5. 2024年6月27日開催の第75回定時株主総会において、陳明怡は監査役を辞任し、当社は、金融アナリストとして高度な専門知識と豊富な経験により十分な知見を有しており、当社取締役会の監督機能強化に活かすことができることを理由として、同氏を取締役候補者とし、同氏は、取締役役に選任され就任いたしました。なお、同氏は、社外取締役であり、当社は同氏を、独立役員として株式会社東京証券取引所へ届け出ておりました。同氏は2025年4月30日に一身上の都合により取締役を辞任しました。
 6. 2024年6月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、常俊清治、張瑞宗及び周立はそれぞれ取締役を任期満了により退任いたしました。
 7. 2024年6月27日開催の第75回定時株主総会において、当社は、公認会計士として高度な専門知識と豊富な経験により十分な知見を有しており、その経験を生かして当社の経営全般に関する監査及び助言をいただけることを理由として、山崎頼良を監査役候補者とし、同氏は、監査役に選任され就任いたしました。なお、同氏は公認会計士であり、財務・会計に関する適切な知見を有するものであります。
 8. 監査役花田静夫は、管理会計に関する業務の経験を有しており、財務・会計に関する適切な知見を有するものであります。
 9. 監査役陳明清は、重要な兼職先で財務経理部部長の要職にあり、財務・会計に関する適切な知見を有するものであります。
 10. 取締役陳怡光は、2025年4月1日付で、釜屋電機株式会社取締役役に就任しています。また、2025年6月25日付で、FDK株式会社の社外取締役に就任予定であります。
 11. 監査役陳明清及び監査役山崎頼良の両氏は、社外監査役です。また、当社は山崎頼良氏を、独立役員として株式会社東京証券取引所へ届け出ております。
- <ご参考>当社は、執行役員制度を導入しており、2025年1月開催の取締役会において、各担当業務遂行に必要な見識等を有していることを理由として、以下のとおり取締役を兼務しない執行役員を選任し、各氏は、2025年3月に就任いたしました。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況
山 地 正 人	執行役員総務部門長
岡 田 一 人	執行役員開発部門長
大 屋 達 志	執行役員営業部門長
村 中 敏 之	執行役員品質保証部門長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 陳培真、社外取締役 陳明怡、社外監査役 陳明清及び社外監査役 山崎頼良との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年3月に更新しました。当該保険契約では、取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する内容となっています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生ずる損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主の長期的利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、当該基本方針は、取締役会で決議されております。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成し、社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で監督機能を担う観点から、基本報酬のみとしております。

取締役の報酬等に関する事項の決定プロセスは、社長、総務担当役員及び1名以上の社外取締役で構成される報酬委員会からの社内規程に基づく答申により取締役会で決定されております。

また、当社の監査役の報酬等の額は、監査役の協議により決定することが監査役の協議により決定しております。

なお、役員に対するストックオプション制度は採用せず、役員退職慰労金制度は既に廃止しました。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員報酬については、1989年6月29日開催の第40回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額9,000千円以内（決議当時の員数6名）、監査役の報酬額は月額2,500千円以内（決議当時の員数3名）と決議されました。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等の額は、報酬委員会が十分に審議・承認した役位別支給基準等に関する内容が答申されていることから、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	64,248 (12,150)	61,158 (12,150)	3,090 (-)	— (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	19,200 (8,400)	19,200 (8,400)	— (-)	— (-)	4 (3)

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役の員数及び報酬等の額には、2024年6月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
3. 上記の監査役の員数及び報酬等の額には、2024年6月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 業績連動報酬等については以下のとおりです。
- ・業務執行取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとに当社の業績を勘案して決定される現金報酬とします。
 - ・業績連動報酬に係る指標とその値は、客観性及び透明性の観点から営業利益とし、中期経営計画等と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。
 - ・業績連動報酬の算定方法については、原則として、外部公表の業績予想数値及び直近の月次決算の動向による営業利益を指標とし、上記の取締役の報酬等に関する事項の決定プロセスに基づき決定します。当事業年度の営業利益は491百万円となりました。
 - ・なお、上記で算定した営業利益の数値と本決算による営業利益の数値の乖離が大きい場合等は、定時株主総会終了後の取締役会で、その時点の業績動向も含めて見直しを行うものとします。
5. 非金銭的報酬等について該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 陳培真

取締役 陳培真氏は、釜屋電機株式会社の取締役を兼務しており、当社と当該会社との間には営業上の取引関係があります。また、GLOBAL BRANDS MANUFACTURING LTD. VP及びINPAQ TECHNOLOGY CO., LTD.の董事長を兼務していますが、当社と両社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役 陳明怡

取締役 陳明怡氏は、INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATIONの副社長を兼務していますが、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役 陳明清

監査役 陳明清氏は、釜屋電機株式会社の財務経理部部長を兼務しており、当社と当該会社との間には営業上の取引関係があります。また、エルナープリンテッドサーキット株式会社の取締役及び双信電機株式会社の監査役を兼務していますが、当社と両社の間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

社外取締役 陳培真

当事業年度中に開催された取締役会15回のうち10回に出席し、必要に応じ、経営者としての実績等を活かして、客観的立場で経営を監督する役割を果たすため、専門的見地から発言を行っております。

社外取締役 陳明怡

昨年6月までに開催された取締役会及び監査役会各4回すべてに出席し、必要に応じ、金融アナリストとして高い経験、見識等を活かして、経営全般に対して監査及び助言する役割を果たすため、専門的見地から発言を行っております。また昨年6月に取締役に就任した後に開催された取締役会11回すべてに出席し、必要に応じ、金融アナリストとして高い経験、見識等を活かして、客観的立場で経営を監督する役割を果たすため、専門的見地から発言を行っております。

社外監査役 陳明清

当事業年度中に開催された取締役会15回のうち13回、監査役会13回のうち11回に出席し、必要に応じ、財務・会計の分野における高度な専門知識と豊富な経験等を活かして、経営全般に対して監査及び助言する役割を果たすため、専門的見地から発言を行っております。

社外監査役 山崎頼良

昨年6月に監査役に就任した後に開催された取締役会11回、監査役会9回すべてに出席し、必要に応じ、公認会計士としての高い経験、見識等を活かして、経営全般に対して監査及び助言する役割を果たすため、専門的見地から発言を行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 陳培真

同氏は、当社の指名委員会及び報酬委員会の委員であり、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしております。

社外取締役 陳明怡

同氏は、昨年6月に社外取締役に就任した後に開催された指名委員会及び報酬委員会の委員であり、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしております。

④上記内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 22,500千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬の額 500千円

(注) 業務の内容は、国際財務報告基準（IFRS）に関する指導助言業務であります。

(3) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,000千円

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）の処分を受けました。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部	6,592,620	負 債 の 部	3,833,342
流 動 資 産	4,252,421	流 動 負 債	2,593,040
現 金 及 び 預 金	1,157,656	支 払 手 形	1,571
受 取 手 形	10,233	電 子 記 録 債 務	261,538
電 子 記 録 債 権	351,681	買 掛 金	229,210
売 掛 金	812,643	短 期 借 入 金	1,430,000
製 品	647,127	1年内償還予定の社債	22,600
仕 掛 品	497,379	1年内返済予定の長期借入金	161,543
原材料及び貯蔵品	757,285	リ ー ス 債 務	20,143
前 渡 金	10,271	未 払 金	187,367
前 払 費 用	7,632	未 払 費 用	152,310
そ の 他	510	未 払 法 人 税 等	61,119
		預 り 金	8,192
		設備関係支払手形	57,442
固 定 資 産	2,340,199	固 定 負 債	1,240,302
有形固定資産	2,070,727	社 債	30,700
建 物	357,654	長 期 借 入 金	605,088
構 築 物	12,053	リ ー ス 債 務	55,866
機 械 及 び 装 置	849,209	退 職 給 付 引 当 金	540,740
車 両 運 搬 具	299	資 産 除 去 債 務	7,908
工具、器具及び備品	87,730		
土 地	687,308	純 資 産 の 部	2,759,278
リ ー ス 資 産	69,009	株 主 資 本	2,759,278
建 設 仮 勘 定	7,462	資 本 金	2,469,365
無形固定資産	85,297	資 本 剰 余 金	552,439
借 地 権	21,411	資 本 準 備 金	552,439
ソ フ ト ウ ェ ア	62,399	利 益 剰 余 金	△260,113
そ の 他	1,485	そ の 他 利 益 剰 余 金	△260,113
投資その他の資産	184,174	繰 越 利 益 剰 余 金	△260,113
投 資 有 価 証 券	15,000	自 己 株 式	△2,414
出 資 金	200		
長 期 前 払 費 用	330		
繰 延 税 金 資 産	146,983		
そ の 他	21,660		
資 産 合 計	6,592,620	負債純資産合計	6,592,620

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		4,545,178
売 上 原 価		3,115,435
売 上 総 利 益		1,429,743
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		938,578
営 業 利 益		491,164
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	70	
受 取 配 当 金	550	
そ の 他	2,168	2,789
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,230	
社 債 利 息	257	
為 替 差 損	2,724	
そ の 他	1,675	33,887
経 常 利 益		460,065
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,439	
独 占 禁 止 法 等 関 連 損 失	49,561	51,000
税 引 前 当 期 純 利 益		409,065
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	41,415	
法 人 税 等 調 整 額	△82,325	△40,909
当 期 純 利 益		449,974

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

松尾電機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉永 竜也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松尾電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会、経営会議、経営計画・部門計画発表会その他重要な会議にオンライン形式の活用も含めて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されているその他の関係会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

松尾電機株式会社 監査役会

常勤監査役 花田 静夫 ㊟

社外監査役 陳 明清 ㊟

社外監査役 山崎 頼良 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

取締役1名が2025年4月30日に辞任いたしました。そのため、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社は、誠実な人格、高い倫理観、識見及び能力、広範な知識及び経験並びに出身分野における実績を有する人物を取締役候補者として指名することを基本方針としております。この方針に従い、取締役候補者は、社長、総務担当役員及び1名以上の社外取締役で構成される指名委員会が候補者を取締役会へ答申し、取締役会の決議により決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日) (性別)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
※ すぎ やま まさ ひこ 杉 山 雅 彦 (1957年12月24日生) (男性)	1981年4月 京都セラミック株式会社（現京セラ株式会社）入社 1989年4月 日本碍子株式会社入社 2005年7月 同社研究開発本部商品開発センター UNプロジェクトマネージャー 2008年4月 双信電機株式会社技術本部長 2012年6月 同社取締役 2018年6月 同社常務取締役 2020年6月 同社代表取締役専務 2022年6月 同社代表取締役社長 2024年10月 日通エレクトロニクス株式会社 代表取締役会長（現任）	-
	（重要な兼職の状況） 日通エレクトロニクス株式会社代表取締役会長	
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	
	杉山雅彦氏は、長年エレクトロニクス事業の技術開発及び事業運営に関わり、その実績を当社取締役会の監督機能強化に活かしていただけると判断し、新たに社外取締役候補者としております。	

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. ※印は新任候補者であります。

3. 杉山雅彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の規則等に定める独立役員とする予定であります。

4. 当社は、杉山雅彦氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年3月に更新しました。当該保険契約では、取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する内容となっています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生ずる損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しており、本議案において杉山雅彦氏の選任が承認可決されますと、杉山雅彦氏は当該保険の被保険者に含まれることになります。なお、次回更新時にも同内容で更新予定です。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 山崎頼良氏は本総会終結の時をもって辞任しますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

当社監査役会は、誠実な人格、高い識見、能力及び倫理観を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する人物を監査役として選定することを基本方針とし、最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を含めることとしています。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日) (性別)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
※ ふくしま けいゆう 福島 継 勇 (1960年1月28日生) (男性)	1985年8月 中国上海華東師範大学外国語学部日本語学科助教	-
	1988年12月 宮本産業株式会社入社	
	1991年11月 京セラ株式会社入社	
	2002年4月 上海京セラ電子有限公司出向 半導体部品営業部長	
	2003年10月 京セラ（中国）商貿有限公司異動 半導体部品事業部長	
	2007年8月 京セラ株式会社帰任 半導体部品事業本部海外営業部	
	2011年4月 同社本社関連会社統括本部 中国部責任者	
	2016年7月 京セラマネジメントコンサルティングサービス（上海）有限公司出向	
	2019年4月 京セラ（中国）商貿有限公司 副総経理	
	2020年2月 同社副董事総経理	
	2024年1月 京セラ株式会社帰任 関連会社統括本部中国事業支援部長	
	2025年3月 京セラ株式会社退社 現在に至る	
	社外監査役候補者とした理由	
	福島継勇氏は、長年にわたりエレクトロニクス事業の海外展開に関わり、それにより培われた高度な専門知識と豊富な経験により十分な知見を有しており、それらを生かして当社の経営全般に関する監査及び助言を行っていただけると判断し、新たに社外監査役候補者としております。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 福島継勇氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の規則等に定める独立役員とする予定であります。
4. 当社は、福島継勇氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年3月に更新しました。当該保険契約では、取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する内容となっています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生ずる損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しており、本議案において福島継勇氏の選任が承認可決されますと、福島継勇氏は当該保険の被保険者に含まれることになります。なお、次回更新時にも同内容で更新予定です。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、以下のとおりとなります。

氏名 (性別)	地位	区分	社外 ・ 独立性	企業経営	国際経験	事業戦略 ・ マーケティング	製造 ・ 研究開発	財務 ・ 会計	コンプライアンス ・ リスク管理
陳 怡光 (男性)	代表取締役社長 執行役員	現任		○	○	○			○
網谷 嘉寛 (男性)	常務取締役 執行役員	現任		○				○	○
岸下 学 (男性)	取締役 執行役員	現任		○			○		○
陳 培真 (女性)	取締役	現任	社外	○	○	○		○	○
杉山雅彦 (男性)	取締役	新任	独立 社外	○	○	○			○
花田 静夫 (男性)	常勤監査役	現任					○	○	○
陳 明清 (男性)	監査役	現任	社外		○			○	○
福島 継勇 (男性)	監査役	新任	独立 社外	○	○	○			○

第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役として1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査役の選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日) (性別)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
おかもと たけし 岡 本 健 (1954年10月20日生) (男性)	1977年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行	1,823株
	2007年12月 MUフロンティア債権回収株式会社入社	
	2012年6月 MUフロンティア債権回収株式会社大阪統括専務	
	2017年10月 MUフロンティア債権回収株式会社退社	
	2019年6月 当社監査役就任	
	2023年6月 当社監査役退任	
	補欠の社外監査役候補者とした理由	
	金融機関業務経験者として高い見識を有し、かつ4年間当社の社外監査役として、当社の取締役会及び監査役会等に出席しその職責を適切に遂行していることから、補欠の監査役として適任と判断したためであります。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡本健氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の規則等に定める独立役員とする予定であります。
3. 岡本健氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年3月に更新しました。当該保険契約では、取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する内容となっています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生ずる損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しており、岡本健氏が社外監査役に就任した場合、岡本健氏は当該保険の被保険者に含まれることになります。なお、次回更新時にも同内容で更新予定です。

以 上

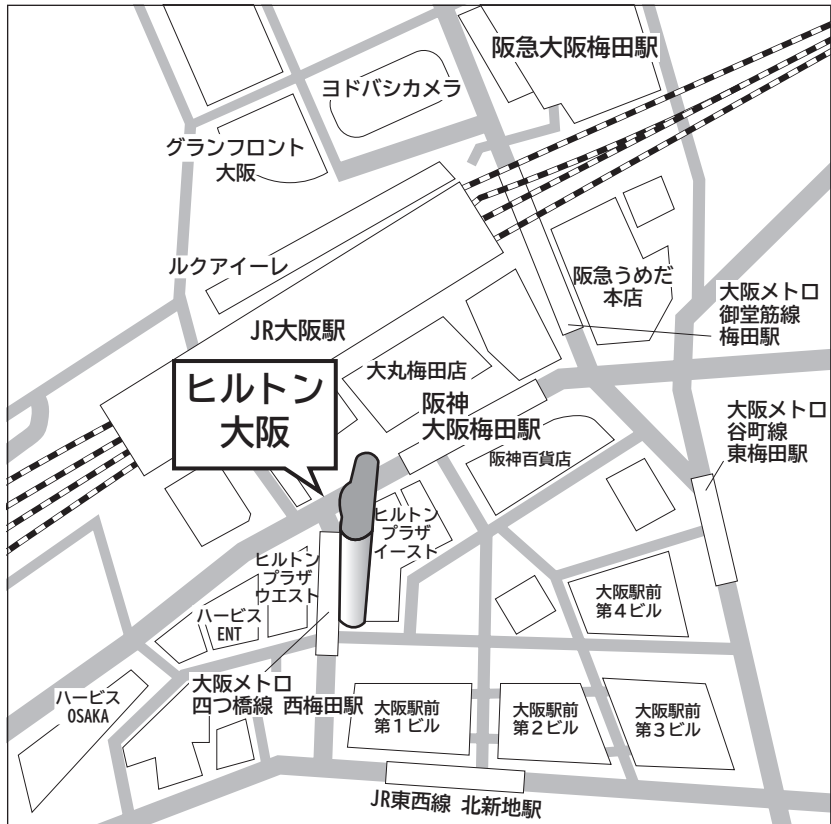
株主総会会場ご案内図

場 所

大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 8 番 8 号
ヒルトン大阪 4 階 真珠の間

電 話

(06)6347-7111 (代表)



【交通のご案内】

J R「大阪駅」より徒歩約 2 分

阪神電車「大阪梅田駅」より徒歩 1 分

阪急電車「大阪梅田駅」より徒歩 7 分

大阪メトロ四つ橋線「西梅田駅」より徒歩 1 分

大阪メトロ御堂筋線「梅田駅」より徒歩 5 分